

鳥取県告示第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路3・4・1号保上伊勢線（変更前 保浦安線）

東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線

東伯都市計画道路3・6・2号逢東下大江線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 東伯都市計画道路3・4・1号保上伊勢線

追加する部分

東伯郡琴浦町大字浦安、大字下伊勢及び大字上伊勢

変更する部分

東伯郡琴浦町大字浦安及び大字下伊勢

(2) 東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線

削除する部分

東伯郡琴浦町大字下大江、大字三保、大字上伊勢、大字下伊勢及び大字浦安

(3) 東伯都市計画道路3・6・2号逢東下大江線

追加する部分

東伯郡琴浦町大字逢東、大字下伊勢、大字上伊勢、大字浦安、大字三保及び大字下大江

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場（分庁舎）建設課（東伯郡琴浦町赤碓1140-1）